

平成 30 年 8 月 20 日

会員各位

一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会
選挙管理委員会 委員長 立野淳子

社員(評議員)選挙

謹啓 会員の皆様におかれましては、日頃より一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会にお力添えをくださり、心より御礼申し上げます。

この度、一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会定款および細則に基づき社員(評議員)選出の選挙を以下の要領に沿って実施しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

謹白

1. 日程概要

平成 30 年 10 月	選挙人・被選挙人の決定
平成 30 年 11 月	評議員選挙
平成 30 年 12 月	評議員決定

2. 選挙人と被選挙人について

- ① 2018 年 9 月 14 日迄に 2018 年度会費納入済みの会員を選挙人及び被選挙人とする。
- ② 評議員に選任されるには、入会年度を含めて 3 年以上を経過し、前条に該当する正会員で、定款第 18 条第 4 項但し書きの再任制限に該当しないことを要する。
*評議員の任期は、選出の 4 年後に実施される評議員選挙終了の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して 2 期を超えて在任することはできない。

3. 社員(評議員)の選出および人数

- ① 評議員は正会員による評議員選挙により選出する。
- ② 選出数は 20 人とする(定数 40 人程度対する半数改選)。
- ③ 評議員は、理事会が定める地区別に選出する。
- ④ 地区の区分は 7 区分とする。

北海道・東北、関東・甲信越、東京、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄

4. 社員(評議員)の選出方法

選出方法は WEB 投票とする。

*WEB 投票に関しては、10 月に学会ホームページへの掲載および登録されたメールアドレスに配信しますのでご確認ください。メールアドレスを登録されていない、もしくはメールアドレスに変更のあった方は、会員専用ページの「個人情報確認・修正」から登録・修正をお願いします。

以上